

臨時報告書

いちよし証券株式会社

E03772

臨時報告書

本書は臨時報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子
情報処理組織(EDINET)を使用して、平成24年10月29日に提出したデータに頁
を付して出力・印刷したものであります。

いちよし証券株式会社

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月29日
【会社名】	いちよし証券株式会社
【英訳名】	Ichiyoshi Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役（兼）代表執行役社長 山 崎 泰 明
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
【電話番号】	東京（03）3555-6210（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・企画担当 持 田 清 孝
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
【電話番号】	東京（03）3555-6210（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・企画担当 持 田 清 孝
【縦覧に供する場所】	大阪支店 （大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号） 岡山支店 （岡山市北区下石井二丁目1番3号） 神戸支店 （神戸市中央区加納町六丁目6番1号） 横浜支店 （横浜市西区南幸二丁目20番5号） 千葉支店 （千葉市中央区新町1番地20） 名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番26号） 株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社 大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1 【提出理由】

平成24年6月23日開催の当社第70期定時株主総会決議に基づき、平成24年10月29日開催の当社取締役会において、平成24年11月13日付で当社の執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 銘柄

いちよし証券株式会社第6回新株予約権

(2) 発行数

4,916個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。）

(3) 発行価格

無償

(4) 発行価額の総額

未定（平成24年11月13日に確定する。）

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 491,600株

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定（平成24年11月13日に確定する。）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

平成26年11月14日から平成29年11月13日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

② 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。

④ その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社の執行役員及び従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(11) 勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社執行役員及び従業員 855名 4,916個

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取決めは、新株予約権者との間で締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当契約書」において定めるものとします。